

一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出について

土壤汚染対策法第4条では、一定規模（3,000㎡^{*1}）以上の面積で、土地の形質の変更をしようとする者は、形質の変更に着手する日の30日前までに県（徳島市内は徳島市）への届出が義務付けられています。

※1 現に有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に定める特定施設であって、土壤汚染対策法に定める特定有害物質をその施設において使用等するものをいう。）が設置されている土地にあつては、面積が900㎡以上で届出が必要となります。

1 届出対象となる行為

- 土地の形質の変更（盛土又は掘削）の面積が一定規模以上となる行為です。
 - 届出対象面積とは、盛土や掘削（掘削、床掘、整地）が行われる範囲の面積です。
 - 他の土地から土砂の移動がある場合は、一体の事業と見なして、その面積が加算されます。なお、土砂の仮置き場等についても加算となります。
 - 契約や工事単位でなく、事業全体の面積で判断します。
- 次のいずれかに該当する場合は、届出を要しません。
 - ① 盛土しか行わない場合
 - ② イ～ハの全てを満たす場合
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。
 - ロ 土地の形質の変更に伴う土壤の飛散又は流出が生じない。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が、全て50センチメートル未満。（一部が50センチメートル以上の場合は、50センチメートル未満の部分や盛土部分も含めて届出の対象となります。）
 - ③ 農業を営むために通常行われる行為であつて、土壤の搬出を行わない行為（農地等で農業者が日常的に反復継続して行う耕起、収穫等をいい、土地改良法に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視できるものは届出の対象です。）
 - ④ 林業の用に供する作業路網の整備であつて、土壤の搬出を行わない行為（一般の道路、林道、農道等の整備は届出の対象です。）
 - ⑤ 鉱山関係の土地において行われる行為
 - ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行われる行為

2 届出を行う者

- 届出を行う者は、施工に関する計画の内容を決定する者です。
 - ① 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、「開発事業者」です。
 - ② 工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には「発注者」です。

3 届出の期限

- 届出書の期限は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までです。

なお、「着手する日」とは、土地の形質変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

4 届出に必要な書類

● 届出書及び添付書類

- ① 届出書〔様式第六〕及び対象となる土地の所在地一覧表
- ② 位置図（住宅地図等）及び事業全体の計画図（分割して届出する場合）
- ③ 土地の形質の変更をしようとする範囲を明らかにした平面図、横断図等（土地の形質の変更をしようとする範囲を「掘削部分」、「盛土部分」、「掘削・盛土部分」に区別して着色）※表土の掘削後、盛土を行う部分については、「掘削・盛土部分」に当たります。
- ④ 形質変更に係る土地の登記事項証明書（要約書でも可）及び公図の写し
- ⑤ 形質変更に係る土地に関する自己申告書〔別紙様式〕（地権者からの聞き取りや過去の航空写真等、土地の使用履歴の説明資料を含む）
- ⑥ 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（登記事項証明書、契約書、同意書など）（届出者が形質変更をしようとする土地の所有者でない場合）
- ⑦ 土地の地歴調査、土壌汚染状況調査を実施している場合はその成果（今回届出のため先行調査した成果等がある場合）・・・要事前相談

5 提出先及び部数

● 提出先

徳島県 危機管理環境部 環境管理課 徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2294
（徳島市内は、徳島市 環境保全課 徳島市幸町2丁目5番地 TEL:088-621-5213）

● 提出の部数

提出部数は1部です。なお、届出書の提出の際は提出先へお越してください。

6 届出後の注意

● 計画変更等に伴う追加の届出

計画変更等により土地の形質の変更をしようとする範囲が広がる場合は、広がる範囲の面積または形質変更の内容に関係なく追加の届出が必要となります。

※2 特定有害物質は、次の26物質です。

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P N）

※3 汚染のおそれは、次の①～⑤のいずれかに該当するかどうかで判断します。

- ① 特定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を施設で製造し、使用し、又は処理している、又はしていた土地
- ④ 特定有害物質を貯蔵し、又は保管する施設がある、又はあった土地
- ⑤ ②～④と同程度に特定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない土地